

# 子育て世帯への臨時特別給付事業公務員分支給事務実施要項

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、「子育て世帯への臨時特別給付金」を支給するが、公務員は、給付金を受け取るために令和2年3月31日（令和2年3月分の児童手当の支給要件児童については令和2年2月29日）時点で住民票のある市区町村への申請が必要となるため、久慈市での子育て世帯への臨時特別給付事業公務員分支給事務に関し、必要な事項を定める。

## 2 実施主体 久慈市

## 3 主管 生活福祉部子育て世代包括支援センター

## 4 支給対象者

(1) 令和2年3月31日時点で久慈市に住民票のある令和2年4月分の児童手当の受給者

※令和2年4月分の特例給付の受給者は支給対象外

(2) 令和2年2月29日時点で久慈市に住民票のある令和2年3月分の児童手当の受給者であり、監護する児童が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことにより、児童手当を受給すべき事由が消滅した者

(3) その他、別記の1(3)に掲げた者

## 5 対象児童

支給対象者の令和2年4月分の児童手当の対象となる児童及び同年3月分の児童手当に係る児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、又は死亡したことにより、令和2年4月1日時点において支給要件児童若しくは中学校終了前の施設入所等児童でない児童に限る。）

## 6 支給額 対象児童1人につき10,000円

## 7 支給方法

(1) 公務員の支給対象者は、所属庁から証明された申請書（様式第3号）を郵送等により市に提出する。

(2) 市は、申請書を審査の上、支給を決定し、支給対象者へ振込通知書により通知する。

(3) 市は、支給対象者が指定した指定した口座へ振込みにより支給する。ただし、口座への振込みによる支給が困難な場合は、窓口における現金の交付により支給する。

## 8 受付期間 令和2年6月1日（月）～令和2年9月30日（水）

※やむを得ない事由がある場合はこの限りではない

## 9 提出書類 子育て世帯への臨時特別給付金申請書（様式3号）

※振込口座の分かる通帳やキャッシュカードの写しを添付

## 10 申請書提出先 子育て世代包括支援センター 子育て支援係（元気の泉内）

〒028-0014 久慈市旭町8-100-1

## 11 支給時期 申請書を審査し支給決定後、随時支給

## 12 その他

- ・受付期間内に申請が行われなかった場合、支給を辞退したものとみなす。
- ・申請書の不備による振込不能等が原因で、支給できなかった場合、市が確認等を行った上で、なお必要な修正ができなかった場合は支給できない。
- ・DV被害によりお子さんとともに避難されている方等へ支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられない。
- ・支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により支給を受けた場合は、支給した給付金の返還を求める。
- ・子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけない。

## 13 問い合わせ先 子育て世代包括支援センター 子育て支援係（TEL：0194-52-2169（直通））